



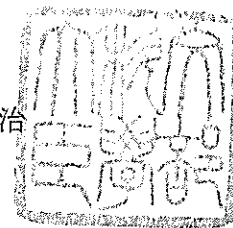
30文科高第446号  
平成30年9月5日

鹿児島大学

学長 前田 芳實 殿

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 中川 雅 治



教育関係共同利用拠点の認定について（通知）

学校教育法施行規則第143条の2の規定に基づき、貴学の「農学部附属高隈演習林」を、下記により「教育関係共同利用拠点」に認定します。

記

1. 教育関係共同利用拠点名

「鹿児島島の自然と暮らしと林業をつなぐ学びの森拠点」

2. 認定の有効期間

平成31年（2019年）4月1日 ～ 平成36年（2024年）3月31日

3. 特記事項

実績などから施設規模に応じた相当数の大学の利用が見込まれると判断される点は評価できる。

以上